

## 附属明細書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)に定める附属明細書の記載上の留意事項に従い、財務諸表の注記2及び3に記載しているため、内容の記載を省略します。

### 2. 引当金の明細

該当事項は、ありません。